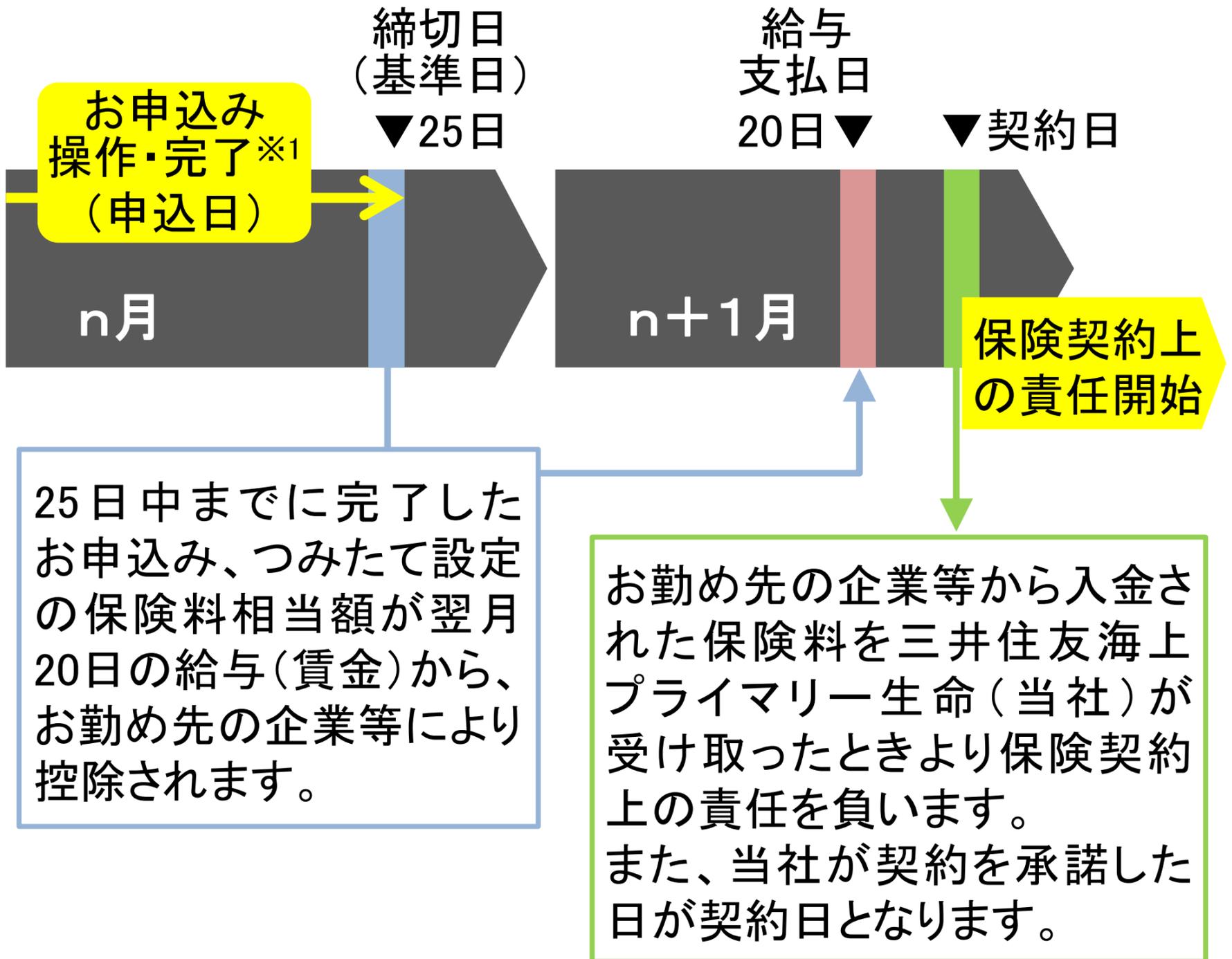


給与(賃金)控除による保険料払込の流れ

例

締切日(基準日)が25日、給与支払日が20日の場合
 ※締切日(基準日)は、企業毎に設定されます



※1 ご契約後の増額の場合、「つみたて設定の操作・完了」

- 初回保険料相当額は、お申込み完了後※2に到来するお勤め先の企業等の締切日(基準日)を起点とし、その次の給与(賃金)から控除され収納されます。
- お勤め先の企業等が集金した保険料相当額は、お客さまの給与支払日以降数日程度で当社に保険料として収納され、当社が保険料を受け取ったときより保険契約上の責任を負います。

※2 ご契約後の増額の場合、「設定した積立額(保険料)の相当額は設定完了後」と読み替えます。